

第25回浜田市農業委員会総会

- 1 日時：令和5年2月24日（木）午前9時30分～午前10時10分
場所：浜田市役所 4階 講堂 ABC

2 出席委員

【農業委員】(14名)

1番 原田義一 3番 佐々木京子 5番 川本 聖光 6番 野上 省三 8番 青葉 真
10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 12番 高橋 伸幸 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜
15番 林 秀司 16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(13名)

1番 前田 正典 2番 徳田マヌエ 5番 小川 明人 6番 領家 悟 8番 岡本 定文
10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭
17番 岡田 勝 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

3 欠席委員

【農業委員】(5名)

2番 三浦 寿紀 4番 柿元 信次 7番 岡本 健治 9番 河崎 健 19番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】(5名)

3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 9番 藤若 裕香 13番 渡邊 弘登 16番 田村 邦麿

4 総会

(1) 会長挨拶

(2) 議案

認定電気通信事業者等が行う農地転用届 (3件)

農地利用目的変更届 (1件)

議第1号 農用地利用集積計画の策定について (16件)

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)

議第4号 転用統制外証明願について (非農地証明願) (1件)

(3) その他

令和5年2月24日

浜田市農業委員会

会長 原田 義一

5 総会出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事

産業経済部農林振興課 : 松本事務員

しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

議長	<p>それでは、ただいまから第 25 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>最近、温かくなりました。また、新聞などの報道をみますとコロナも県内、浜田市を含め減少しており、少し安心しております。</p> <p>本日は、10 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>議事録署名者は、「18 番 奥迫委員」「3 番 佐々木委員」です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議事「報告」に入ります。</p> <p>報告は、認定電気通信事業者等が行う農地転用届が 3 件 農地利用目的変更届が 1 件です。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法等に基づく届出は、地目は農地のまま、農地の形状などを変更や、携帯基地局を設置するものです。</p> <p>許可案件ではありませんが、総会でいただきましたご意見、ご指摘等があれば申請者へお伝えさせていただきます。</p> <p>認定電気通信事業者等が行う農地転用届「16 号」の携帯基地局についてです。</p> <p>届出は、西村町の田、1 筆、52 m²の内 9 m²です。</p> <p>申請地は、農用地区域外のため農振除外の手続きは行っておりません。</p> <p>この届出は、楽天モバイル株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和 5 年 3 月末までの予定となっております。</p> <p>認定電気通信事業者等が行う農地転用届「17.18 号」の特別高圧送電線路張替及び除去工事についてです。</p> <p>この届出は、特別高圧送電線路の長期設備保全計画に基づき、電線張替及びこれに伴う除去工事を実施する内容です。</p> <p>17 号の届出は、上府町の田、2 筆、2,220 m²の内 229.2 m²です。</p> <p>18 号の届出は、宇野町の田、2 筆、621 m²の内 238.9 m²です。</p> <p>この工事は、一時的に資機材置場として令和 5 年 5 月 25 日まで使用される予定ですが総会前に工事に取り掛かる必要があると依頼があったことから、会長、担当委員に承諾いただき、現地確認後の 2 月 10 日の日付で受理通知をしております。</p> <p>続きまして、農地利用目的変更届「2 号」についてです。</p> <p>届出は、旭町木田の田、3 筆、2,420 m²の内 700 m²です。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地ほかです。</p> <p>この届出は裏山の土砂の撤去にあわせて届出農地（水田）を埋め立て、畑として利用し、野菜、果樹等を栽培される予定です。</p> <p>なお、条件として「隣接者等より異議支障が出た場合には、届出者において一切責任を持ち解決すること」と届出に記載ありますので、そのように指導しております。</p> <p>なお、報告事項につきまして、事前質問はありませんでした。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>

委員	なし
議長	ないようですので、報告事項を終わらせていただきます。
議長	<p>続きまして、議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。</p> <p>また、事前の質問等がありましたら、あわせて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、15件、30筆、33,094.9㎡」と「所有権移転は、1件、12筆、22,298㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。</p> <p>公告期間は、「令和5年2月27日から令和5年3月12日までの14日間」、開始日を「令和5年3月1日以降」としております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>議第1号について、説明が終わりました。</p> <p>皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>
委員	なし
議長	<p>無いようですので採決に入ります。この集積計画につきましては、参加者全員の同意が必要ですので、農業委員さん、推進員さん決議をお願いいたします。</p> <p>議第1号 農用地利用集積計画について、原案どおり、ご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全員です。承認いたします。
議長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、4件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業の健全な発展に寄与することを目的する農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地法に基づく「農地の所有権移転や農地の転用」などについて審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条許可申請では、農地又は採草放牧地の権利移動の制限を定めてあります。「農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。</p>

	<p>「17号」について説明します。 申請は、金城町小国の田畑、5筆、1,792㎡で、贈与による所有権移転です。 譲渡理由は地区外に在住し耕作できないため、譲受事由は自作地拡張で水稻、野菜を作付けされる予定です。 周辺地域等の関係については、影響はないと申請されています。</p> <p>「18号」について説明します。 申請は、弥栄町大坪の田、5筆、8,151㎡で、有償の所有権移転です。 譲渡事由は、父から農地を相続したが地区外に在住し、管理ができないため 譲受事由は、譲渡人(兄の子)が農地を管理できないため、農地を取得し管理するため、水稻、ブルーベリーほかを作付けされる予定です。 周辺地域等の関係については、特になしと申請されています。</p> <p>「19号」について説明します。 申請は、三隅町東平原の畑、1筆、3,582㎡で、親子間の所有権移転で無償です。 譲渡事由は、高齢で耕作できないため 譲受事由は、親から農地を譲受け、柿などを栽培し、農地として管理していくためです。 周辺地域等の関係については、影響はないと思われるが、農薬等の使用が必要な場合は、周辺農地所有者等と話合いのうえ営農を行うと申請されています。</p> <p>「20号」について説明します。 申請は、久代町の田、1筆、1,267㎡で、有償の所有権移転です。 譲渡事由は県外に在住し、耕作できないため、譲受事由は自作地拡張で、水稻、葉物野菜作付けされる予定です。 周辺地域等の関係については、影響はないと申請されています。</p> <p>現地確認等により、「17～20号までの4件につきまして」、農地法第3条第2項に該当しない農地として許可に該当しない農地でない農地であり、取得後の下限面積要件、すべての農地を利用すること、労働力、地域との関係をもて、問題がないと判断させていただきました。</p> <p>以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「17号」につきまして、現地確認された委員が欠席の為、事務局お願いします。</p> <p>事務局 9番藤若委員と現地確認いたしました。 委員から「当該農地の近くで自己所有の田畑を耕作されており、今回の申請地につきましても問題なく耕作されると思います。」と連絡を受けています。</p> <p>議長 「18号」につきまして、「12番 高橋委員 もしくは 小松原委員」お願いします。</p> <p>12番 高橋委員 先日、事務局と現地確認しました。内容は事務局の説明のとおりです。 よろしく申し上げます。</p>
--	--

議長	「19号」につきまして、「11番 玉田委員 もしくは 串崎委員」をお願いします。
11番 串崎委員	2月10日に玉田委員と事務局と現地確認しました。先ほどの事務局の説明のとおり長男さんへ譲渡されるということで問題はないと思われます。
議長	「20号」につきまして、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」をお願いします。
14番 中田委員	2月10日に推進員2名の方と現地確認にまいりました。 航空写真のとおり、付近は不耕作地が多い中で、耕作していただけるということですのでよろしくお願ひいたします。
議長	事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。
事務局 事前質問回答	「20号」につきまして、「取得後の経営面積等」「水稻、葉物野菜は具体的には何を栽培予定ですか」というご質問です。 ご質問について、申請者に確認したところ、取得後の経営面積は所有農地のとおり20a余りと言われていました。また、葉物野菜につきましては、具体的には白菜、キャベツ、ネギ、玉ねぎや、その他野菜を作付けする予定と伺っています。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委員	なし
議長	無いようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全員です。承認いたします。
議長	続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請は、1件です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条では、農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を定めてあります。 この「農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用」を行うための制限がある中で許可に該当するか、ご審議いただきます。 「36号」について説明します。

	<p>申請内容は、大辻町の畑、1筆、1,530㎡で、保育所園庭及び進入路を新たに設けるための申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途地域で第3種農地と判断いたしました。</p> <p>転用計画を実行できるだけの資金を証明するもの、資金証明については、残高証明が提出されており資金の確認をいたしました。</p> <p>また、転用許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の都市計画法の用途地域が定められていること地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものの許可基準に該当すると判断いたしました。</p> <p>雨水については、敷地内側溝及び集水柵を通じ市道側溝に放流する。</p> <p>周辺への影響はないと思われるが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対処すると申請されています。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「36号」につきまして、「19番 長野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
19番 長野委員	<p>先日、事務局と保育園の関係者の方と現地を確認をいたしました。</p> <p>少し勾配があるところもございましたが、全体的は平らになっているようでした。</p> <p>説明では、まわりの土砂を削りまして中央へ入れるということで、土砂を運んで外へ出すというような作業はないという説明でございました。</p>
議長	<p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前の質問はありませんでした。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>「第5条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>挙手、全委員です。承認といたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願（非農地証明願）は、1件です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、「農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの」「自然災害により被災、埋まってしまったもの」「自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなど」に対して農業委員会が認めて交付するものです。</p> <p>「26 号」について説明します。</p> <p>申請は、三隅町黒沢の畑、3 筆、1,985 で、昭和 51 年月日不詳より耕作放棄、現況山林となっていると申請されています。</p> <p>なお、この申請地では森林環境保全直接支援事業、森林環境を保全するため伐採跡地に造林、植栽をする事業を事業実施者が行い植林を行う予定ですが、登記簿地目が農地では事業実施できないことから申請されています。</p> <p>事業実施者は、植栽から 5 年間下刈りなどの管理をされ、それ以降は所有者が管理されると伺っています。</p> <p>農地区分は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、現況は山林となっており、農地への再生は困難と判断しました。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「26 号」につきまして、「6 番 野上委員 もしくは 領家委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
6 番 野上委員	<p>事務局と現地確認しました。事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前質問がありました。質問の内容は、昭和 51 年月日不詳より耕作放棄、現況山林とありますが、資料の現況写真等から、かなり前から植林された人工林と思えます。</p> <p>人工林を植林された時点で転用されるべき事業であると思うのですがというご意見、ご質問です。</p> <p>ご質問につきましては、植林される際に転用の手続きをとるべきだったと思われまます。現地確認の際にも担当委員からご指摘がありました。当初、植林されたのは申請者の父親、登記名義人と思われまます。</p> <p>農地を農地以外にする際には転用の手続きを行うように、事業実施者を通じて申請者に伝えております。</p>
議長 委員	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p> <p>なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>「議第 4 号、転用統制外証明願について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>

委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全員です。承認いたします。
議長	そのほか、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	ありません。
議長	その他、ご意見等無いようです。 以上を持ちまして、第 25 回総会を終了します。